

| | |
|------|------------|
| 管理番号 | 黎特 - 本 30 |
| 版 | 03 |
| 発効日 | 2024/04/01 |

運営規定

【(介護予防)短期入所者生活介護】

社会福祉法人 黎明会

特別養護老人ホーム オーキッド

| | |
|---|---|
| 理事長 | 施設長 |
|  |  |

特別養護老人ホーム オーキッド 運営規程
(短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 運営規定)

第1章 事業の目的

第1条 社会福祉法人黎明会が開設する特別養護老人ホームオーキッド（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2章 運営の方針

- 第2条 事業所の従業者は、要支援又は要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる

第3章 事業所の概要

- 第3条 事業を行う事業所の概要は、次のとおりとする。
- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の名称 | 特別養護老人ホームオーキッド |
| (2) 事業の種類 | 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 |
| (3) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること |
| (4) 事業所の所在地 | 三田市駅前町3番15号101 |
| (5) 電話番号 | 079-556-7557 |
| (6) 管理者 | 施設長 松藤 功雄 |

第4条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
三田市、西宮市、宝塚市、三木市、篠山市、神戸市北区

第4章 職員の員数、及び職務内容

- 第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- ①管理者 1人（常勤）
事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
 - ②医師 1人以上（非常勤）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
 - ③生活相談員 1人（常勤）
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
 - ④介護職員 6人以上（常勤4人以上、非常勤2人以上）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
 - ⑤看護職員 6人（常勤 3人、非常勤 3人）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
 - ⑥管理栄養士 1人（常勤）
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。
 - ⑦機能訓練指導員（看護職員が兼務） 1人（常勤）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 - ⑧介護支援専門員 1人（常勤）
入居者の要介護申請、調査に関すること、サービス計画の作成等を行います。

第5章 定員

第6条 利用定員は、1日10人とする。

第6章 事業の内容及び料金その他の費用の額

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであ

るときは、その1割又は2割の額とする。

1. 入浴サービス
 2. 給食サービス
 3. 日常生活上の支援（排泄等の介護、援助、相談他）
 4. 機能訓練
 5. 健康チェック
 6. 送迎
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
1. 食事の提供に要する費用
 2. 滞在に要する費用
 3. 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 4. 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 5. 理美容代
 6. おむつ代（特殊な物）
 7. 前項に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの
- 3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

第7章 緊急時の対応

- 第8条 事業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第9条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設

の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第10条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第11条（研修による計画的な人材育成）

事業者は、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努める。

第12条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努める。

第13条（暴力団の影響の排除）

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第14条（秘密の保持）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその

家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 15 条（虐待の防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第 16 条（身体拘束に関する事項）

事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 9 章 非常災害対策及び事故対策

第 17 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応について、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業者は、前項の事故の状況及びその事故対応処置について、記録をのこすものとする。
- (6) 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 18 条 (非常災害対策)

事業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、避難、その他必要な訓練等を実施します。非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 19 条 (業務継続計画の策定等)

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 10 章 サービスに当たっての留意事項

- 第 20 条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に

努めること。

第 21 条 利用者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診しなければなりません。

第 22 条 利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第 23 条 利用者は事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 24 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービスに関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 11 章 その他運営についての留意事項

第 25 条 (人格の尊重)

事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

第 26 条 (地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 27 条 (勤務体制等)

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 28 条（認知症介護）

事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

第 29 条（ハラスメント対策）

事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

第 28 条（書類の整備・保管）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとし、

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、当該サービス提供の完結した日から 5 年間保存するものとし、

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

